

南部町は、平成24年度からさくら保育園、つくし保育園へ指定管理者制度を導入し、保育園の運営を民間に委託して行うこととしています。

どう変わるの？

保育園民営化



保育園の公設民営化とは？

これまで町職員と町非常勤職員で行っていた保育園の運営を、社会福祉法人に委託することです。保育料・保育内容は町営園と変わりません。

保育園の公設民営化とは

- ・ 公営（町営）保育園と同等の基準で職員を配置し
- ・ 施設の権限や責任を町が持ち
- ・ 園の運営のみを民間に委託する

ものです。

保育は南部町の保育指針に従って行われ、町が保育園の管理監督を行います。

公設民営化の目的は？

目的は主に次の2点です。

- ① 保育人材の確保による、子ども達の健全な育成環境の確保
- ② 南部町の保育の現状や課題を踏まえ、公立と民間がそれぞれの特性を発揮して保育を行うことによる、町全体の保育サービスの向上

現在、町立保育園で常時雇用の

職員は、正職員が4割、非常勤職員が6割です。町の非常勤職員は3年間の雇用期限があり、勤務年数・年齢・職務に係わらず定額の給与で昇給等はありません。このような環境は保育人材である職員の定着を妨げ、士気の低下、人材確保困難を招きます。今回の民営化では、現在の非常勤職員を民間の正職員で雇用し、保育人材を確保し、専門職として継続的に雇用育成することで保育の質の向上を目指します。

〈参考〉公設公営、公設民営、民設民営の違い

	保育の実施決定	保育料の決定・徴収	施設	職員雇用園運営	職員配置基準
認可町立園 (公設公営)	町	町	町有	町	国基準
認可町立園 (公設民営)	町	町	町有	事業者	国基準
認可私立園 (民設民営)	町	町	私有	事業者	国基準